

# 国民健康保険

## 手続きを忘れずに

■問合せ  
住民課国保医療グループ（☎74-3002）

なければなりません。

ください。

### 資格喪失後の診療

**私** たちは、日ごろ健康でも、いつ、どんなときに病气やケガをするかわかりません。そんなときに備えて、皆さんが普段から保険税を出し合って医療費に充てる助け合いの制度が「国民健康保険制度」です。

国民健康保険（国保）は、皆さんが住んでいる市町村と都道府県が運営し、地域の健康生活をささえています。

### 加入しなければならぬ人

洞爺湖町に居住している人で、職場の健康保険・共済組合など、他の健康保険に加入している人や生活保護法による扶助を受けている人以外、全ての住民は、国民健康保険に加入（国民皆保険制度）し

国保の資格を喪失した後、新しい社会保険などの保険証が手元に届くまでの間、国保の被保険者証を使用して診療を受けた場合、国保で負担した分を返還することになります。

これは、本来新しい社会保険などで負担すべき医療給付費を国保から支払ったため、その際には加入していた人から国保へ返還し、返還した分を社会保険などに改めて請求することになります。

### ①返還手続き

国保から給付費の返還請求の通知が届いたら、案内にしたがい、請求金額を支払って

その後、領収書と国保より送付される書類（診療報酬明細書の写しなど）をもって社会保険などの保険者に請求してください。国保に支払った金額が、社会保険などの保険者から返還されます。

給付制限などにより支給されない場合がありますので、詳しくは、社会保険などの保険者へお問い合わせください。

### ②間違えて国保を使わないために

新しい社会保険などの保険証の交付前に医療機関を受診する場合は、現在「保険証切替手続き中」であることを医療機関窓口へ伝え、国保の保険証は使用しないでください。

## 国民健康保険（国保）の手続き

国保に加入するとき、または国保をやめるときは、14日以内に手続きをしなければなりません。

	必要なとき	手続きの際に必要なもの
国保に加入するとき	他市区町村から洞爺湖町へ転入したとき	印鑑、転出証明書（保険証）
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険の資格喪失証明書（保険証）
	職場などの健康保険の扶養家族を外れたとき	印鑑、扶養家族を外れた証明書（保険証）
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳（保険証）
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書（保険証）
国保をやめるとき	洞爺湖町から他市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場などの健康保険などに加入したとき	印鑑、保険証、職場などの保険証
	国保の被保険者が亡くなったとき	印鑑、保険証、通帳、死亡を証明するもの
	生活保護を受けたとき	印鑑、保護開始決定通知書、保険証
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	印鑑、保険証
	修学のため、他の市区町村に住所を移すとき	印鑑、保険証、在学（園）証明書
	保険証を紛失したり、汚れて使用できなくなったとき	印鑑、身分を証明するもの（免許証など）

※国保に関する注意事項

保険証は既に国保加入者がいる世帯の場合に必要なです。過去、国民健康保険に加入したことがあり退職被保険者などに該当していた人（65歳未満の人）は、加入手続きを行う際、「年金証書」の提示を求められることがあります。

## 保険証は正しく使用し 大切に保管しましょう

保険証（国民健康保険被保険者証）は、国保の加入者であることの証明書であり、加入者が医者へかかるときの受診券の役割をはたすものです。大切に保管し、正しく使いましょ。

- ① 保険証の内容に間違いがないか確かめてください。
- ② 有効期限が切れた保険証やコピーなど、自分で書き直した保険証は使用できません。
- ③ 保険証の貸し借りをしたり、加入者以外の人が使用したりすることはできません。
- ④ 治療や診察が済んだら必ず手元に保管してください。
- ⑤ 職場などの健康保険に加入したり、家族に異動があったりした場合は、役場住民課で手続きをしてください。

## 所得の少ない世帯への 保険税軽減措置の拡充

国保は、加入者の皆さんが

負担している保険税により運営していますが、皆さんがより支えあえる制度としていくために、今年度から次のように改正されました。

世帯の前年中の所得が決められた所得基準を下回っている場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。このうち、5割と2割の基準額が引き上げられました。

- ① 5割軽減の拡大  
これまで 基準額33万円＋27・0万円×被保険者数以下  
改正後 基準額33万円＋27・5万円×被保険者数以下
  - ② 2割軽減の拡大  
これまで 基準額33万円＋49万円×被保険者数以下  
改正後 基準額33万円＋50万円×被保険者数以下
  - ③ 7割軽減は変更ありません  
これまでと同じ 基準額Ⅱ基礎控除額33万円
- ※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者からの後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含まれません。

# 国民健康保険制度が変わりました

平成30年度  
から

～都道府県も国民保険制度を担うことになりました～

### ■なぜ都道府県に変わるの？

#### ①国保の現状と課題

国保の加入者は「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「低所得者が多い」構造となっているため、国保税などの収入よりも医療費などで支出するお金が多く、市町村単位では安定した財政運営が困難であるなどの課題がありました。

#### ②制度見直しによる財政の安定

市町村で行っていた財政運営を平成30年度から都道府県が責任主体となることになりました。このことにより、安定的な国保の運営を図ることが期待されます。

### ■何が変わるの？

都道府県と市町村の役割分担が変わります。

①医療給付などの国保の事業に必要なお金を各市町村が納付金として都道府県に納めます。

②都道府県が各市町村の医療費水準や所得水準を基に市町村ごとの納付金を決定します。

併せて、都道府県は納付金の納付に必要な市町村ごとの標準保険税率を示します。

③市町村は都道府県が示した標準保険税率を参考に、保険税率を決定します。

なお、これまで市町村単位で行っていた保険証などの発行や、保険税の賦課・徴収などは引き続き市町村単位で行います。

また、保険給付や保健事業について、若干の変更点はあるものの従来と大きな変更はありません。

## 平成29年度

各市町村が国保財政運営の  
責任主体



### 市町村

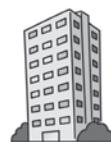
- ・資格管理（被保険者証などの発行）
- ・保険税率、税額の決定、賦課徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

## 平成30年度

都道府県が国保財政運営の  
責任主体

### 都道府県

- ・国保運営方針を定める。  
（道内の統一の方針）



都道府県は保険給付に  
必要な費用を市町村に  
全額支払う

### 市町村

- ・資格管理（被保険者証  
などの発行）
- ・保険税率、税額の決定、  
賦課徴収
- ・保険給付・保健事業



市町村は都道府県が決定した納付金を納付する

